

益子町建築物耐震改修促進計画（三期計画）

（案）

令和3年度～令和7年度

益子町

はじめに

平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える地震・津波により、一度の災害としては、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらされました。また、平成30年6月の大阪府北部地震においても天井やブロック塀等の脱落・倒壊などによる被害が発生し、柱や梁以外のいわゆる非構造部材を含めた、総合的な耐震化の重要性が改めて確認されました。

さらに、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘され、東日本大震災を超える甚大な被害の発生が懸念されています。

栃木県では、住宅・建築物の耐震化を促進するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づき「栃木県建築物耐震改修促進計画」が定められました。それを受け、本町においても平成20年4月に「益子町建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組んできました。

しかしながら、対象となる建築物の耐震化は進んでおらず、特に、多くを占める民間の住宅・建築物に対する耐震化の促進が課題となっています。

このようなことから、引き続き住宅・建築物の耐震化を促進することが必要であるため、耐震化の現状や課題等を踏まえ、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「益子町建築物耐震改修促進計画(三期計画)」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後とも、本計画に基づき、住宅・建築物の耐震化に取り組み、引き続き、町民のより一層の安全・安心の確保に努めます。

目 次

第 1 章	計画の目的等	
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
4	耐震改修促進法の改正等	2
第 2 章	住宅・建築物の耐震化の目標等	
1	地震被害の想定及び減災効果	3
2	住宅・建築物の耐震化の現状及び課題	6
3	住宅・建築物の耐震化の目標	7
第 3 章	住宅・建築物の耐震化を促進するための施策	
1	基本的な取組	10
2	住宅の耐震化の促進	10
3	建築物の耐震化の促進	13
4	地震時の被害を軽減するための安全対策	14
第 4 章	計画の推進に向けて	
1	推進体制	15
2	計画のフォローアップ	15
3	法に基づく指導・助言等	15
資料編		16

第1章 計画の目的等

1 計画の目的

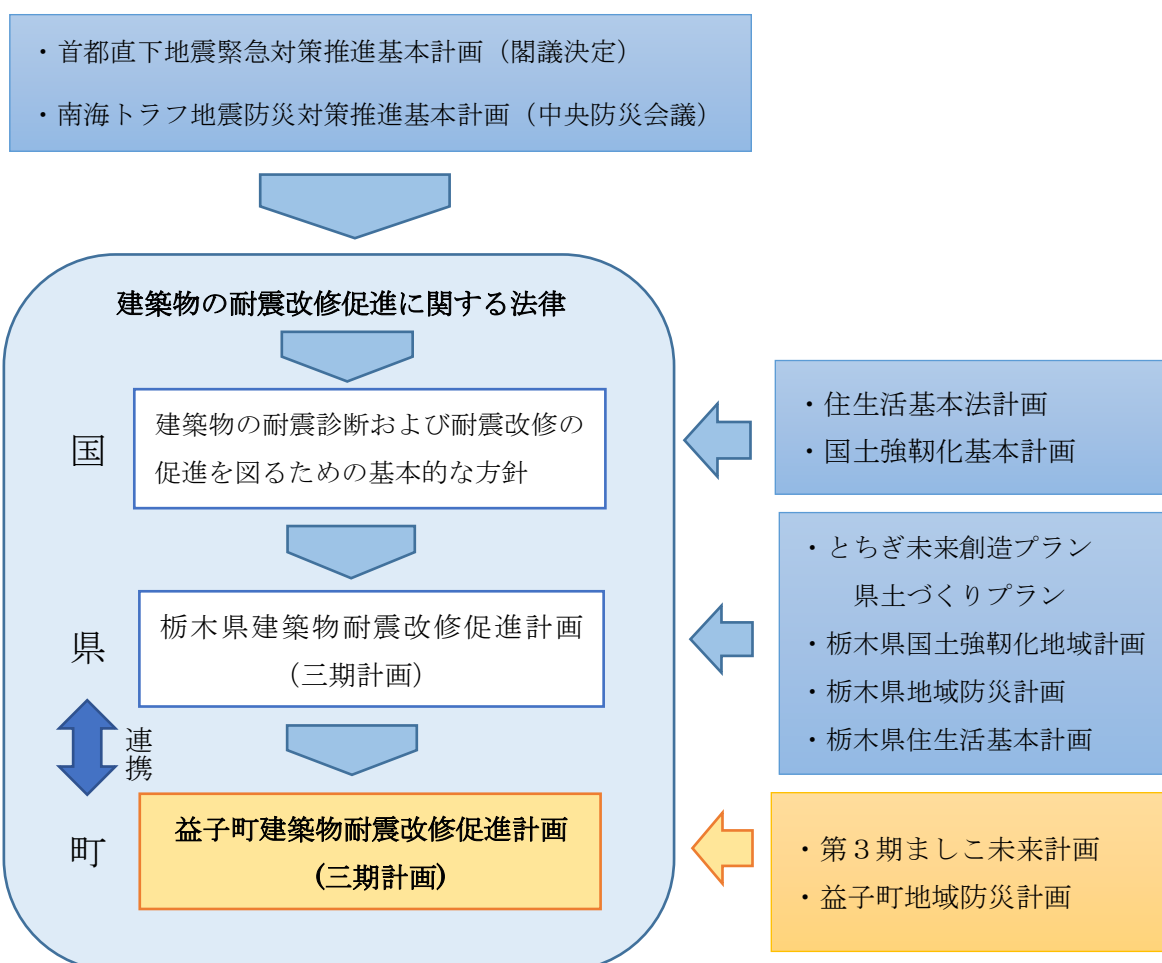
本計画は、住宅・建築物の耐震化を計画的に促進することにより、町民の生命や財産を保護することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は耐震改修促進法の規定による法定計画として国の基本方針に基づき、平成28年度に策定した「益子町建築物耐震改修促進計画（二期計画）」を見直し、三期計画として定めたものです。

また、町政の基本方針である「第3期ましこ未来計画」及び災害・危機管理対策の部門計画「益子町地域防災計画」との連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として位置づけます。

計画の位置づけイメージ図



3 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

4 耐震改修促進法の改正等

耐震改修促進法は、東日本大震災の発生、首都直下地震及び南海トラフ地震等の発生の切迫性などから、平成25年11月に大きく改正され、住宅・建築物の耐震化の促進のための規制強化等がなされました。また、平成30年6月の大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことを契機として、避難路等の安全性確保のための政令改正等がなされました。

規制強化等の主な内容は、以下のとおりです。

- ・一定規模以上の多数の者が利用する建築物^{※1}の耐震診断の実施と所管行政庁^{※2}への結果報告の義務付け
- ・一定規模以上で、避難路沿道にある危険なブロック塀の耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告の義務付け
- ・全ての既存耐震不適格建築物^{※3}の耐震化の努力義務
- ・建築物の耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨の表示
- ・所管行政庁の認定を受けた耐震改修における容積率・建ぺい率の特例措置
- ・区分所有建築物の耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和
(区分所有法の特例：3/4→1/2)

※1 多数の者が利用する建築物等については、資料編 資料2参照。

※2 本町の場合は、栃木県知事

※3 昭和56年5月までに着工した住宅・建築物で、地震に対する安全に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)又は、これに基づく命令若しくは、条例の規定に適合しないもの

第2章 住宅・建築物の耐震化の目標等

1 地震被害の想定及び減災効果

(1) 過去の主な地震被害

近年、栃木県に被害を及ぼした主な地震は以下のものがあります。

栃木県は、地震の発生頻度が低いものの、過去には大規模地震による被害が発生しています。

栃木県に被害を及ぼした主な地震

西暦（和）	地震名	震災地	地震の規模	主な被害
1923年9月1日 （大正12年）	関東地震 （関東大震災）	関東南部	M7.9	県内の最大震度5。負傷者3人、家屋全壊16棟、半壊2棟。
1949年12月26日 （昭和24年）	今市地震	今市地方	M6.2 （8時17分） M6.4 （8時25分）	今市を中心に被害。死者10人、負傷者163人、住家全壊290棟、半壊2,994棟、一部破損1,660棟。
2011年3月11日 （平成23年）	平成23年東北地方 太平洋沖地震 （東日本大震災）	東北から 関東北部 の太平洋 沿岸	M9.0	死者4人、負傷者133人、住家全壊261棟、住家半壊2,118棟（平成26年9月10日消防庁調べ）
2013年2月25日 （平成25年）	栃木県北部地震	日光	M6.2	人的被害無し。温泉宿泊施設一部破損6棟。

出典：「栃木県地震減災行動計画」より抜粋

(2) 想定される地震の規模

平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする「栃木県地震減災行動計画」では、栃木県において最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震として、以下のとおり「県庁直下に震源を仮定した地震」を想定し、その被害を予測しています。

ア 想定条件

発生を想定する地震	地震規模	断層長さ	断層幅
県庁直下に震源を仮定した地震	M7.3	約30km	18km

イ 発災ケース

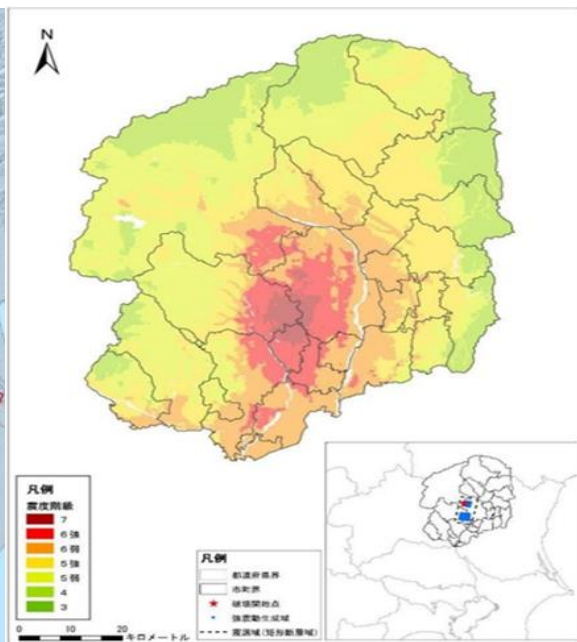
過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくる考えられるため、以下のケースを設定しています。

冬深夜	多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや繁華街の滞留者や鉄道、道路の利用者が少ない。
冬18時	住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

想定震源の位置図



震度分布図



ウ 想定される被害の状況及び減災効果

栃木県では、県庁直下に震源を仮定した地震において想定されている被害及び各種減災対策を講じることにより得られる減災効果を以下のとおり想定しています。

特に、住宅・建築物の耐震化を促進することにより、地震発生時の建物倒壊や人的被害を軽減させることができます。

建物被害・人的被害の減災効果の算出結果^{※4}

減災効果	建物被害				
	全壊棟数（棟）				
	液状化	地震動	土砂災害	焼失棟数 ^{※5}	合計
現状	798	61,921	68	8,025	70,812
対策後	475	22,969	66	1,556	25,067
減災率	40%	63%	2%	81%	65%

減災効果	人的被害 ^{※6}				
	死者数（人）				負傷者（人）
	建物倒壊	土砂災害	火災	合計	
現状	3,829	6	92	3,926	32,081
対策後	1,332	6	7	1,345	13,639
減災率	65%	0%	93%	66%	57%

※4 合計は少数点以下の四捨五入により合わないことがあります。栃木県の各部局で実施している防災・減災のための施策や事業を総合的に取り組んだ場合に得られる減災効果です。

※5 発災ケース 冬18時

※6 発災ケース 冬深夜

2 住宅・建築物の耐震化の現状及び課題

第二期計画（平成28年度から令和2年度）までの耐震化率の目標値と実績は、以下のとおりです。

耐震化の状況

（耐震化率 %）

種別	平成27年度 実績	令和2年度 目標	令和2年度 実績
住宅	75%	95%	84%
多数の者が利用する建築物	82%	95%	92%
学校	100%	—	—
病院・診療所	100%	—	—
社会福祉施設	100%	—	—
賃貸共同住宅	100%	—	—
その他	64%	95%	82%
防災上重要な町有建築物	77%	100%	97%

（1）住宅

平成27年度から令和2年度までの間で耐震化率は9ポイントアップし84%となりました。^{※7}

令和2年度の耐震化率の目標である95%を達成できなかった要因として、耐震改修が進まなかったことや、新築戸数が想定よりも少なかったことが挙げられます。また、旧耐震基準で建てられた住宅が築後35年以上経過したことによる老朽化や、居住者の高齢化や家族構成が変化したことにより、改修費の増大と地震に備えるための投資的予算が不足し、耐震改修が進まなかったと推測されます。

（2）多数の者が利用する建築物

平成27年度から令和2年度までの間で多数の者が利用する建築物の耐震化率は10ポイントアップし92%となりました。^{※8}

耐震化されていない建築物については、耐震改修時期が未定であるため、想定される大規模地震による被害が懸念されており、耐震化の促進が課題となっています。

※7 総務省が実施した住宅・土地統計調査の結果に基づく推計値です。

住宅の耐震化率の推計において、空き家は除いています。

※8 益子町の調査結果に基づく推計値です。

(3) 防災上重要な町有建築物

防災上重要な町有建築物の令和2年度時点の耐震化率は、97%となっています。^{※8} 耐震性が不十分な町有建築物についても、利用者の安全確保に加え、災害時の拠点施設としての機能を有していることから、早急に耐震化を図る必要があります。

3 住宅・建築物の耐震化の目標

(1) 国の基本方針による目標

国では、平成30年住宅・土地統計調査の結果から、平成30年時点の全国の住宅の耐震化率を87%と推計しました。これを受け、これまで掲げていた令和2年度までの耐震化率目標95%の目標達成は困難であるとの見方を示しており、令和2年度の耐震化率目標を5年間スライドし、令和7年度までに95%にすることを目標とするとともに、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

(2) 本町の目標

本町においては、早急に耐震化を促進し、大規模地震における被害を最大限に減少させ、町民の安全・安心を確保することとします。

そのために国の基本方針や県の耐震改修促進計画(三期計画)に基づき、令和7年度末までの目標を、以下のとおり設定します。

耐震化の目標

種 別	耐震化率	
	現状 (R2 年度)	目標 (R7 年度)
住宅	84%	95%
多数の者が利用する建築物	92%	おおむね解消
学校	100%	—
病院・診療所	100%	—
社会福祉施設	100%	—
賃貸共同住宅	100%	—
その他	82%	おおむね解消
防災上重要な町有建築物	97%	100%

ア 住宅

今後、建替え等により、令和7年度の耐震化率は88%になると推計^{※7}されます。今後、さらに耐震化を促進することとし、目標を95%に設定します。目標の達成には、さらに548戸の耐震化が必要です。

イ 多数の者が利用する建築物の耐震化

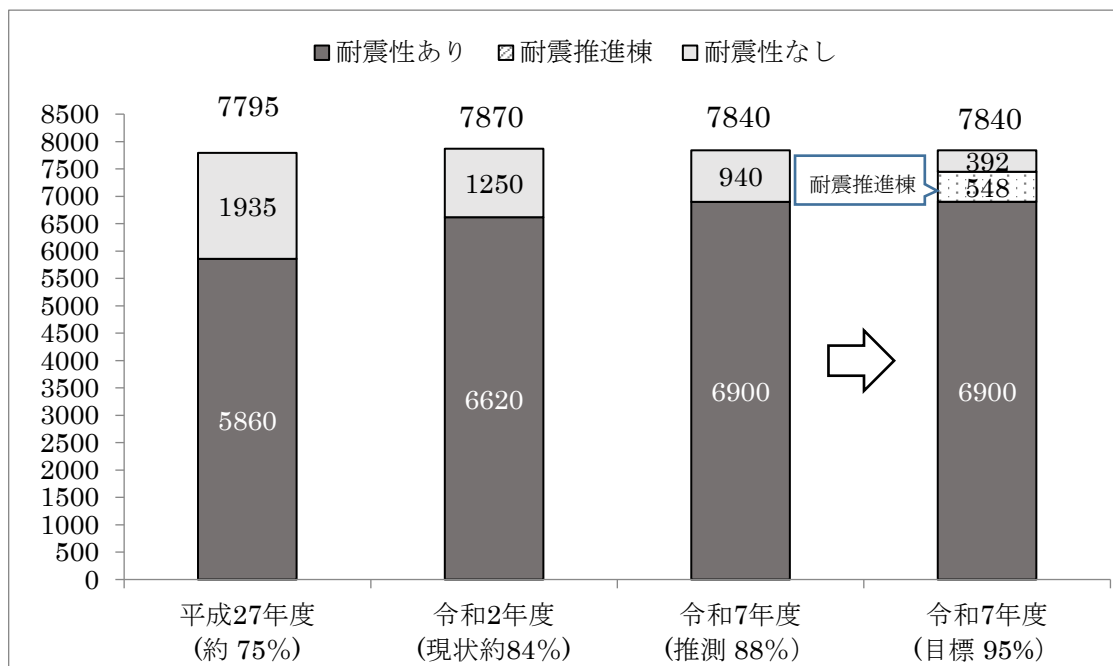
多数の者が利用する建築物は、震災による倒壊被害が甚大になる恐れがあるため、令和7年度までに耐震性が不足する建築物をおおむね解消することを目標とします。

ウ 防災上重要な町有建築物の耐震化

令和7年度までに防災上重要な町有建築物の耐震化率を100%にすることを目標とします。

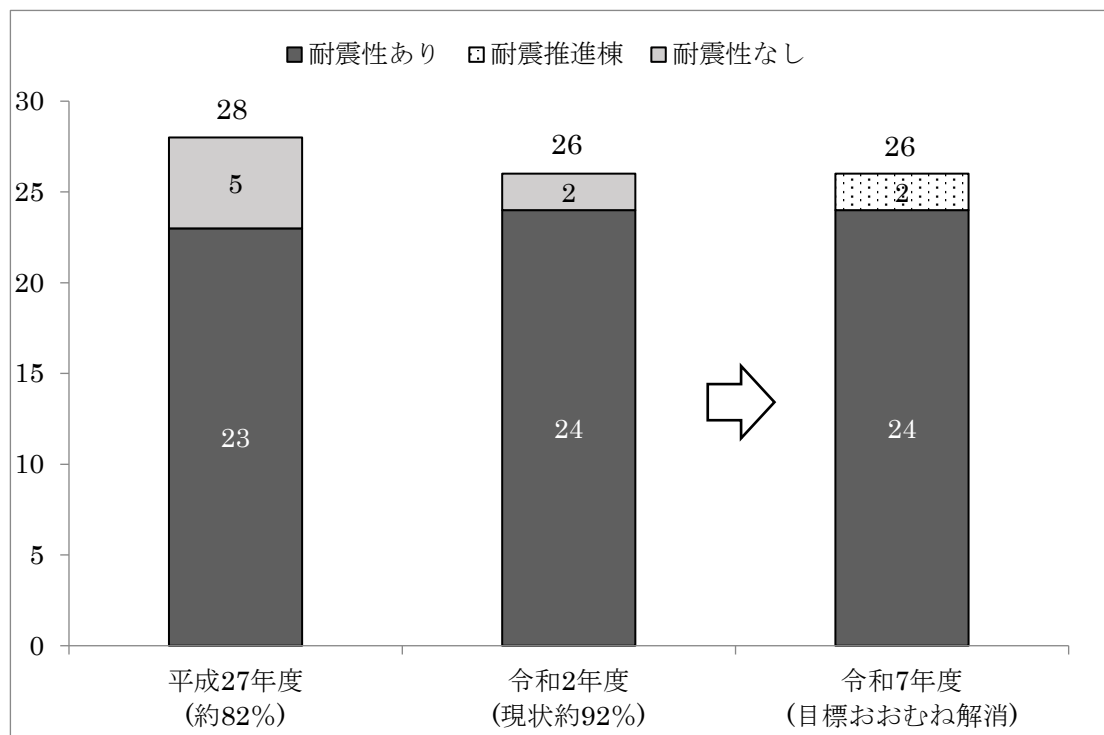
(参考)

1. 住宅の耐震化の現状、推測及び目標



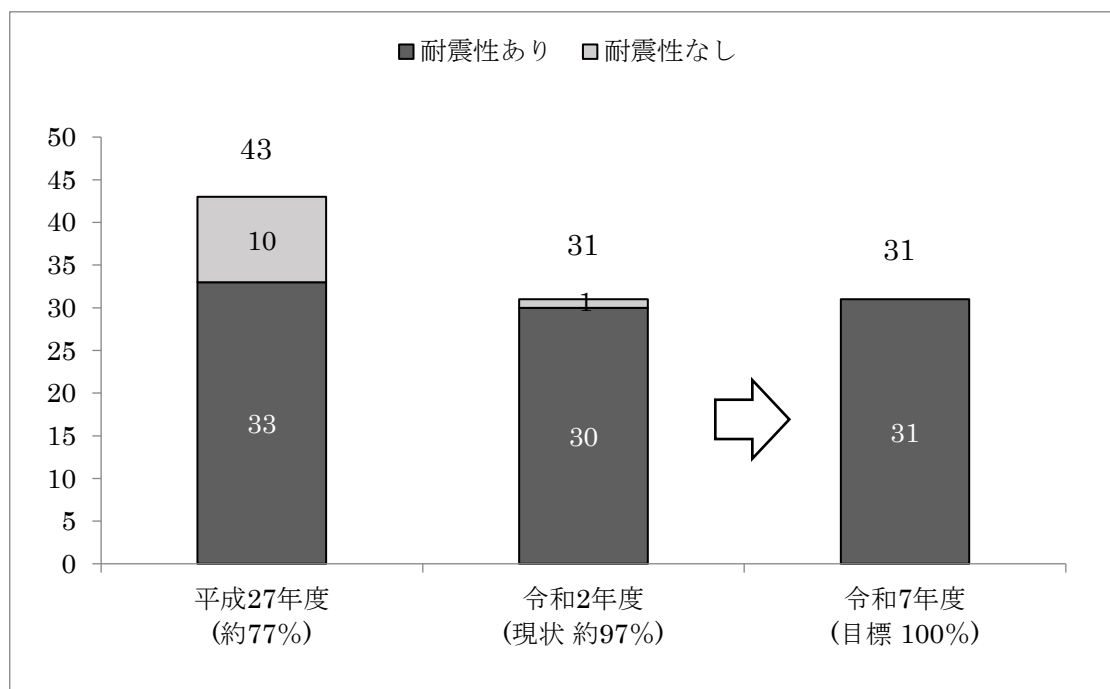
令和7年度における、居住世帯のある住宅総戸数は約7,840戸で、耐震性を有する住宅戸数は、6,900戸と推計されます。耐震改修工事等により耐震化を進め、最終的には7,450戸を目標としています。

2. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、推測及び目標



多数の者が利用する建築物のうち、耐震性が不足する2棟の建築物について、耐震化を促進していきます。

3. 防災上重要な町有建築物の現状及び目標



防災上重要な町有建築物すべての耐震化に取り組めます。

第3章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

1 基本的な取組

住宅・建築物の耐震化の目標を達成するため、耐震化の促進に関する普及啓発をはじめ、環境の整備や負担軽減等の施策を講じることにより、所有者等の耐震化の取組をできる限り支援していくことを基本とします。

2 住宅の耐震化の促進

(1) 安心して相談できる環境の整備

ア 相談窓口の整備

建設課を窓口とし、耐震診断・耐震改修の必要性を理解してもらうため、パンフレット等を活用しながら、住民からの相談に応じます。

また、所有者等が知りたい情報を的確に提供できるよう、耐震改修の費用の目安が把握できる資料等の充実を図り、より相談しやすい窓口の整備に努めます。

イ 耐震アドバイザーの活用

耐震診断及び耐震改修に関して、技術的なアドバイスを行う耐震アドバイザーを活用し、引き続き県と協力して、地震に不安を抱える所有者等に情報提供します。

また、利用者の申込からアドバイスの実施までの流れを明確化し、利用者等にとって、さらに身近な制度となるよう努めます。

(2) 普及啓発

ア パンフレット等の作成・配布

木造住宅の耐震診断、耐震改修等の助成制度を周知するリーフレットを作成し、建設課の窓口や各種イベント開催時等に配布し、耐震化の普及啓発を図ります。

イ 耐震普及ローラー作戦の実施

県、耐震アドバイザーと連携し、対象となる住宅の所有者等に対し、戸別訪問やダイレクトメール送付等の直接的な働きかけを実施します。実施にあたっては、旧耐震基準（建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和56年5月までに着工）の基準）で建てられた住宅が密集する地区を選定し、耐震普及ローラー作戦未実施の地区を優先的に行うなど、効果的な方法で実施します。

ウ 広報・ホームページ等の活用

耐震診断・耐震改修に関する情報を広報やホームページに掲載し、広く町民に情報提供を行います。

エ 町民向け講座の開催、講師の派遣

耐震診断・耐震改修等の重要性について、より多くの町民に理解していただくため、講座の開催や講師の派遣を通して積極的に情報提供を行います。

オ 工事現場等を活用した広報

補助を受けて実施する耐震化工事現場等に「耐震化を実施している」旨を掲示する等、ホームページや配布物の情報が届いていない町民に対しても、興味を持って頂くための広報について取り組みます。

(3) 各種支援の実施

ア 耐震診断、補強計画策定及び耐震改修に対する助成

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造戸建て住宅の耐震診断、補強計画策定及び耐震改修、耐震建替えに対して、国及び県と連携して助成を行います。

また、地震時に命を守る方策として耐震シェルター等の設置や、耐震性が不十分な、老朽化した木造住宅の除却を促進するための施策についても検討します。

イ 危険なブロック塀の除却に対する助成

通学路や、多くの住宅から避難所等に通じる道路沿いにある、危険なブロック塀や組積造の塀の除却に対して、国及び県と連携した費用の助成や新たな支援策等を検討します。

ウ 税制優遇

一定の耐震改修工事を実施した所有者等が、所得税等の特別控除「住宅に係る耐震改修促進税制」を円滑に活用できるよう情報提供を行います。

(4) 益子町耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた目標達成に向け、住宅の耐震化を強力に推進するため、益子町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定します。

アクションプログラムでは、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握、検証、公表し、対策を進めます。

（５） その他の施策

ア リフォームに併せた耐震改修の有効性の周知

公益財団法人 リフォーム・紛争処理支援センターの運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」（<http://www.refonet.jp/>）の紹介等を通じ、リフォームに併せた耐震改修の有効性を周知します。

イ 各種認定制度の活用

平成２５年の耐震改修促進法の改正により、新たに設けられた、耐震性に係る表示制度等を周知し活用を図ります。



3 建築物の耐震化の促進

耐震性が不十分な建築物は、大規模地震の発生による甚大な被害が懸念されていることから、今後、より一層の耐震化を促進するため、耐震化の促進に関する普及啓発や環境の整備等の基本的な施策に加え、以下の施策を講じます。

(1) 多数の者が利用する建築物等の耐震化

多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進するため、所有者に対して耐震診断等の必要性等を周知していきます。

(2) 避難路沿道建築物の耐震化

益子町地域防災計画では、隣接県の主要道路と接続し、また、防災拠点や主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとして緊急輸送道路を指定しています。

災害時には、これらの道路の中でも特に重要な路線の通行を確保することが必要ことから、耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく路線を以下のとおり指定します。

耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく路線として指定する道路^{※9}

種別	説明
第1次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路	・ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路

耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく路線沿道の既存耐震不適格建築物^{※10}で一定の高さ以上の住宅・建築物^{※11}の所有者等に対し、耐震化の必要性を周知します。

また、耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく路線の指定については、緊急輸送道路、避難時に必要な道路などの状況の把握に努めながら、必要性を検討していきます。

※9 資料編 資料4を参照

※10 建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和56年5月までに着工）の住宅・建築物です。

※11 一定の高さ以上の住宅・建築物については、資料編 資料3参照。

4 地震時の被害を軽減するための安全対策

地震時の人的被害を防ぐためには、構造体以外についても対策が必要です。このため、以下のような対策を行います。

（１）外壁、窓ガラス等の落下等防止対策

外壁や窓ガラス、家具等の非構造部材及びブロック塀等は、落下等により、利用者や歩行者への被害が発生するおそれがあります。

このため、県と連携して、外壁や窓ガラスの落下等の危険性を所有者等に周知していきます。

（２）天井脱落対策

東日本大震災において、劇場や体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が発生したことから大規模な天井^{※12}の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

このため、県と連携して、新しい基準や脱落の危険性を所有者等に周知していきます。

（３）エレベーター等の安全対策

東日本大震災において、エレベーターの釣合いおもりの脱落や、エスカレーターが脱落する被害が発生したことから、エレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策に関する基準が改正されました。

また、近年、地震発生時にエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる被害が発生しています。

このため、県と連携して、新しい基準や脱落等の危険性を所有者等に周知していきます。

（４）住宅・建築物の点検

耐震改修を行った住宅・建築物や新耐震基準で建てられた住宅・建築物であっても、老朽化等によって、地震による被害を受ける可能性があります。

このため、所有者等に対し、定期的に点検を行うことの必要性について、周知します。

※12 6メートル超の高さにある、面積200平方メートル超、1平方メートル当たりの質量が2キログラム超の吊り天井で、人が日常的に利用する場所に設置されている天井です。（＝特定天井）

第4章 計画の推進に向けて

1 推進体制

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。本町は、国及び県と連携して耐震化の促進に関する普及啓発、環境の整備や負担軽減等の施策によって、所有者等の取組を支援します。

また、効果的かつ着実に耐震化を促進するため、それぞれの適切な役割分担のもと、耐震化に取り組むこととします。

(1) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。特に、多数の者が利用する建築物等の所有者等は、建物利用者の人命を預かっていること、また、当該建築物が倒壊することによって周辺に与える影響が特に大きいことについて、自覚と責任感をもって、できるだけ早期に耐震診断及び耐震改修の実施に努めます。

(2) 県の役割

県内自治体のまとめ役として、国及び市町との連携を図りながら、必要な施策を講じると共に、市町が実施する施策の支援等に努めます。

(3) 町の役割

住宅・建築物の所有者に最も近い基礎自治体として、地域の実情に配慮し、県との連携を図りながら、必要な施策を講じること努めます。

2 計画のフォローアップ

本計画に掲げる目標を達成するためには、耐震化の進捗状況を把握し、課題に的確に対応する必要があります。

このため、耐震化の進捗状況や施策の実施状況について、一定期間ごとに検証し、必要に応じて見直すなど、フォローアップを行います。

3 法に基づく指導・助言等

耐震改修促進法に基づく指導・助言の実施

平成25年の耐震改修促進法の改正により、耐震基準に適合していないすべての住宅・建築物に対して、耐震化の努力義務が課せられました。

栃木県は、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の適切な実施について必要があると認めるときには、所有者等に対し指導及び助言を行います。

資料編

資料 1	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	・ ・ ・ ・ ・	1 7
資料 2	耐震改修促進法における規制対象一覧	・ ・ ・ ・ ・	2 9
資料 3	一定の高さ以上の住宅・建築物	・ ・ ・ ・ ・	3 0
資料 4	益子町緊急輸送道路	・ ・ ・ ・ ・	3 1

資料1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成18年1月25日 国土交通省告示第184号)

改正 平成25年10月29日 国土交通省告示第1055号

改正 平成28年3月25日 国土交通省告示第529号

改正 平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるところとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化

公共建築物の耐震化の促進公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用す

る場合を含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導

及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めること

が望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特

例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第 5 号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部

局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物

の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。

なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。
- 2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成 31 年 1 月 1 日）から施行する。

資料2 耐震改修促進法における規制対象一覧

多数の者が利用する建築物とは、下表の「特定既存耐震不適格建築物」のとおりです。

※義務付け対象は旧耐震建築物

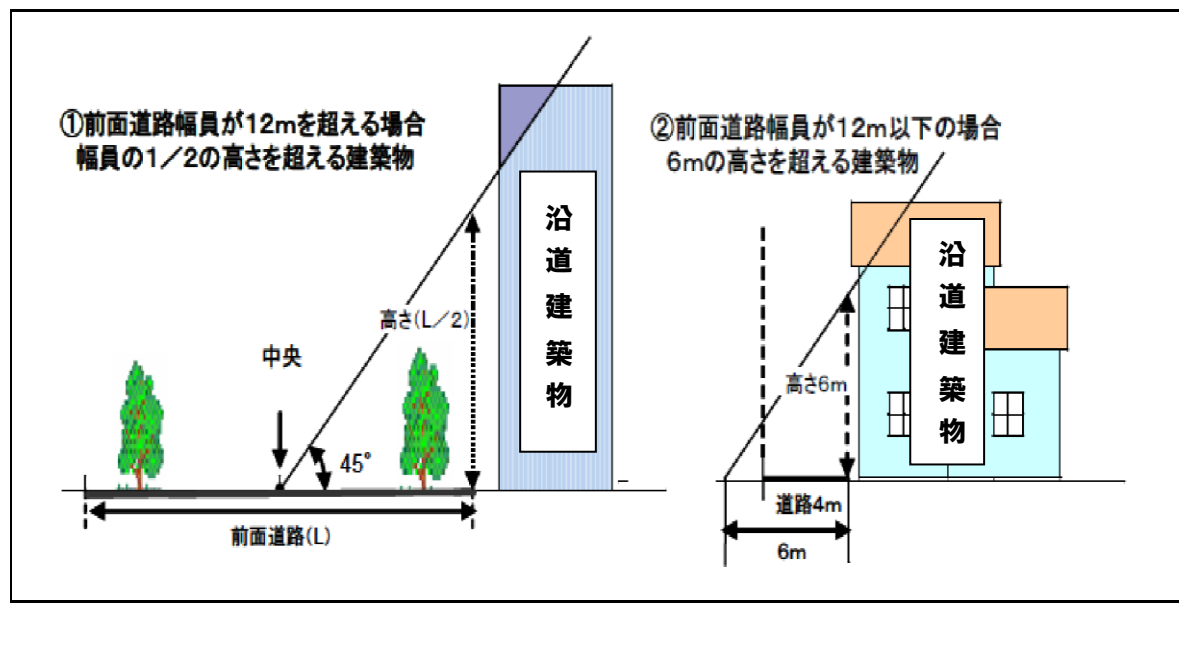
用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件				
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。				
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—				
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上				
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上				
病院、診療所			—	—				
劇場、観覧場、映画館、演芸場								
集会場、公会堂								
展示場								
卸売市場								
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上				
ホテル、旅館			—	—				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿								
事務所								
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上				
幼稚園、保育所								
博物館、美術館、図書館					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場								
公衆浴場								
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの								
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗								
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）							—	—
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの							階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設								
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物								
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る。）				
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ。	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）				
防災拠点である建築物		—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物				

資料3 一定の高さ以上の住宅・建築物

一定の高さ以上の住宅・建築物は以下のとおりです。

そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離

(①前面道路幅員が12メートルを超える場合は幅員の1/2、②前面道路幅員が12メートル以下の場合は6メートル)を加えたものを超える住宅・建築物



資料4 益子町緊急輸送道路（地震発生時に通行を確保すべき道路）

